文化審議会文化財分科会企画調査会（第2回）

令和8年2月19日

【髙橋文化資源活用課課長補佐】　企画調査会の先生方､本日も御出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様方には、会議室とオンライン、それぞれにて御出席いただいております。オンラインにて御参加されている皆様におかれましては、ビデオをオンにしていただき、御発言されるとき以外はミュートの設定でお願いいたします。音声配信の都合上、タイムラグ等を生じる可能性もございますが、何とぞ御了承ください。

本日御出席の委員の先生方は、名簿順に、岩井委員、奥委員、北山委員、鶴岡委員、豊城委員、根立会長、野川委員、山梨委員、山本委員、うち、オンライン出席は、岩井委員と北山委員です。

また、前回に引き続き、関係省庁の皆様にもオブザーバーとして御出席いただいております。

それでは、早速でございますけれども、根立会長、よろしくお願いいたします。

【根立会長】　それでは定刻となりましたので、ただいまより、文化審議会文化財分科会企画調査会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中お集まりくださり、誠にありがとうございます。

また、本日の議事は公開ということで、事前に登録のあった傍聴者の方には公開しておりますので、御承知おきください。

それでは早速、議事を進めたいと思います。

まず、議事（1）について、事務局より説明願います。

【三輪文化財第一課長】　文化財第一課長の三輪でございます。　それでは、議題（1）につきまして説明いたします。参考資料2は匠プロジェクトの概要でございまして、前回第1回は、4ポツの（1）、(2)、(3）のうち、(2）の人材養成のところを御説明いたしました。本日は（1）文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保と（3）文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保を私と塩川文化資源活用課長で分担して、順次、御説明いたします。

ここからは、まず、(1) の文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保というパートのここまでの進捗状況について、資料1を御覧ください。

資料1は、匠プロジェクトのうち、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保に関してのここまでの進捗状況をまとめた資料でございます。

2ページ、用具・原材料に関しましても、様々な切り口から取組を行っておりますが、まず1つ目は、用具・原材料の生産支援の拡大でございます。

匠プロジェクトにも、用具・原材料について、品目ごとに実態把握を進め、即効性のある支援措置として、支援品目たる分野を順次拡大しながら支援を行っていくということをうたっております。

また、建造物のほうでも、「ふるさと文化財の森」というプロジェクト等について言及をさせていただいているところでございます。

主な進捗状況でございますが、まず、いわゆる美術工芸品の関係の用具・原材料、いわゆるノリウツギでありますとかトロロアオイ、楮といった、なかなか生産支援が追いついていない部分に関して、ダイレクトに生産者の支援を行う管理等業務支援事業という補助金を持っておりまして、まず、それの予算確保に取り組んでおります。状況は中ほどにありますように、一応着実に、令和4年度から今回国会で審議される令和8年度予算案まで増を続けておりまして、その増をベースにしながら、2ページの下にありますように、対象となる分野を順次拡大あるいは累計で積み上げていっているという状況でございます。

一方で、率直に申し上げて、やはり、どれだけ支援をしても、なかなか生産の先細りに追いつかないという現状がございまして、ここも何らか抜本的な取組が必要となっているところでございますが、少なくとも、応急処置的な補助としては、しっかり取り組んでいるという状況でございます。

3ページは、実際に管理等業務支援で支援しているものの具体例を挙げさせていただきました。全部読むことはいたしませんが、まず、表装裂でありますとか、3ページの下段にはノリウツギに対して、管理等業務支援事業を使って実際に支援を行っている状況を御報告させていただいております。

4ページも管理等業務支援の具体例の紹介の続きでございますが、フノリに関しましても、管理等業務支援で、しっかりと生産活動等に対しての支援に取り組ませていただいているところでございます。その重要性の認知なんかも非常に広がっていっているところでございます。

5ページは「ふるさと文化財の森」の進捗状況になりますが、御覧のように、設定地でありますとか材木等も着実に実績は積み重ねていっているところでございます。

また、予算の面でも、システム推進事業としては、令和4年度から令和8年度まで、所要の額を着実に確保しているところではございますが、引き続き、こういった取組の着実な実施が必要となっている状況でございます。

6ページに進みまして、生産支援の拡大に関しての課題と検討の方向性をまとめますと、ここにございますように、美術工芸品の保存修理に必要な用具・原材料につきましては積極的な生産支援を実施し、事業を通じて生産者と使用者等とのつながりが生まれ、実際に供給のストップを阻止できた例や、新たな生産者が生まれたという例も存在しております。

また、建造物修理に必要な原材料につきましても、「ふるさと文化財の森」の設定を進めること等によりまして、一定の供給を確保しております。

また、用具・原材料という概念でいきますと、美術工芸品や建造物以外に、いわゆる無形文化財に使用する用具・原材料というものもあるわけですが、無形文化財につきましても、使い手であるところの重要無形文化財の保持団体や選定保存技術の保存団体等に対して継続的に支援を実施しております。

一方で、説明としても申しましたが、やはり、この分野の縮小のスピードというのはやや想像を超えているところがございまして、生産支援を実施できている用具・原材料は、全体からすると、やはり限定的でございます。

また、高品質かつ多種の用具・原材料が求められる一方で、需要自体が縮小する傾向にございまして、では価格を上げればいいかというと、価格を大きく上げることも簡単ではなく、生業として成り立たせるのが困難となっているジャンルが現に存在しつつあるという状況でございます。

用具・原材料の使用者に、また、生産に関する十分な情報、どこで何をつくっているのかという情報が万全に行き届いているかというと、そうではないという状況もございます。

これらを踏まえまして、方向性としましては、継続的な支援と新しい分野への支援の拡大を行っていくことがまず間違いなく重要であるということ。特に、まだ支援が行えていない部分への掘り起こしなどはマストになってくるであろうと。

また、既に生産支援を実施したものについても、そもそも「生業」として生産を継続できるような多面的な支援策の検討が必要となっていると考えております。

また、率直に言って、やはり分野ごとに大分状況が違うことは間違いないんですが、そ

れを前提にした上で、分野横断的に用具・原材料の生産状況を共有し、需要の取りまとめなどにつなげることも必要であると考えておりますし、やはり使用者と生産者の間の情報のやり取り、つながりというものを、もうちょっときめ細かにフォローしていく体制も必要になってくると考えております。

最終的には自走できる形が望ましいのですが、序盤のきっかけの部分では、やはり文化庁がある程度踏み込んで入っていかないと、なかなかつながりが生まれないなという実態は率直に感じるところでございます。

同じ分野の2本目の柱として、7ページになりますが、用具・原材料に関する生産支援と別に、科学的な調査研究というものも別途実施しております。個人的には、この調査研究、科学研究の分野が、やはり今後の大きな鍵を握ってくるテーマの一つであると思っておりまして、なぜ、その原材料が必要なのか、どういう保存が可能なのか、究極的には代替品で代替不可能なのかといったところを科学的に調査分析するという取組が、一つ、これまであまりやってこなかったジャンルでございまして、今、特に東京文化財研究所を中心に、様々取り組んでいただいているところでございます。

匠プロジェクトの中には、需給調査や調査研究を実施して、その結果をきちんと発信する。これにより、生産見通しや代替材料の必要性などの課題を把握し、分野横断的な生産集約など、需給安定化に向けた取組につなげるといったことが書かれております。

また、危機的な状況にあるものの調査結果を可能なら順次リスト化・公表して、先ほど申し上げた管理等業務支援などの補助金を通じて供給につなげるといったことも記載しております。

これを受けて、やっている調査研究の現状は、やはりさっき申し上げたように、東京文化財研究所での取組がかなりの部分を占めておりますが、7ページの下にもありますように、はっきり言うと、様々行っております。代表的なものとしては、映像記録の拡充、科学調査の実施、修理記録のアーカイブ化データベース構築といった取組をやっておりまして、これも始まったときは非常に細々とした取組でございましたが、数年続けることによって、大分、蓄積も出てきておりまして、記録映像なども、ようやく撮ったものを公開するに至るようなケースが出てきまして、YouTubeなどのツールと非常に親和性が高いので、ここは今後もかなり加速していくであろうということは思っておりますが、当然、まだ十分ではないという状況でございます。

8ページに行っていただきますと、実際に調査・研究に関する具体例として挙げさせてい

ただいておりますが、前半にありますように、苧殻に関する実態調査でありますとか、8ページの下段は本当に究極のケースですが、いわゆる代替品、象牙などは法的に入手、生産が不可能になっておりますので、その場合に一体どういうことが可能になるかといったところまで踏み込んだ調査・研究なども実施させていただいているところでございます。

9ページに進みまして、そういったものと併せて、ここからは1件100万円ぐらいの非常に小規模なものでございますが、用具・原材料の調査に関する別の委託事業を小規模団体等に実施しておりまして、下にありますように、阿波藍製造技術保存会でありますとか、金沢金箔伝統技術保存会等に若干の支援を行わせていただいているところでございます。いずれも、実際使う原材料の状況等に関する調査を行うという切り口から、ニーズに合わせた支援を行わせていただいているところでございます。

10ページに行きまして、用具・原材料に係る調査・研究の現状と方向性でございますが、こちらも分野ごとでの用具・原材料に関する調査を踏まえて把握し、その結果を生産支援につなげるといったことで、一定の成果は出しております。

一方で、繰り返しになりますが、やはり、この分野における用具・原材料の置かれた状況というのは、率直に申し上げて、ジャンルごとに非常に多様でございまして、また、供給地、生産者も極めて多岐にわたっております。完全に網羅的な調査把握というものができているかというと、恐らく、そこには至っていないというのが偽らざる実態であると考えます。

また、生産者・使用者共に、自主的に、自分たちだけの取組によって対策を講じていくということは率直に言って難しい状況でございまして、文化庁も含めた外部からの協力や併走が必要となってくる状況でございます。

文化庁内部では、匠プロジェクトを踏まえまして、率直に申し上げて、需給状況の把握等は行っておりますが、公表という部分に関しますと、生々しい話を申し上げれば、その途端に、いわゆる買占めが起こるといったようなリスク等もまだありますので、どういった形での公表が可能であり、また、望ましいかということに関して、今、慎重な検討を進めているところでございます。

下部分ですが、方向性としましては、これまで実施してきた調査研究については継続的に実施することがやはり必要で、データベース等を中心に、公表も可能な範囲で進めていく必要があると考えております。

また、継続的な事業実施等を行うためには、やはり団体に任せるというのは不可能でし

て、文化庁も含めた行政側が主体的に関与しながら、きめ細かくつないでいくことが必要であると文化庁としても考えているところでございます。

また、これも繰り返しになりますが、やはり突き詰めると、ジャンルごと、また、素材ごとに置かれている状況が全く異なっておりますので、より細分化した整理というのが必要になっていくであろうと。

その上で、これらを集約することができないか等、持続可能な形を模索していくことが依然として必要になっている状況であると認識しております。

続きまして、11ページからとなりますが、また話が変わりまして、今度は用具・原材料に係る情報発信などでございます。

匠プロジェクト上では、伝統的な工程や原材料で製作されたものの活用を推奨するであるとか、積極的な情報発信を行うことで需要そのものの創出を図るといったことがうたわれております。

実際に、やはり生産支援とか調査研究とは別に、需要そのものの掘り起こし、あるいはそれにつながる情報発信というものがキーワードの一つでして、そこもしっかりと取り組ませていただいているところでございます。

11ページの下段には実際の取組例をお示ししておりますが、例えば国指定文化財建造物修理における国産の畳の活用の推進でありますとか、右側になりますが、ややこしいですが、要は用具・原材料を使うのは例えば重要無形文化財の担い手であって、重要無形文化財の使い手であるところの重要無形文化財の担い手への支援を行うことによって、それが間接的に実際に使われる用具・原材料の需要創出につながっていくという考え方から、芸能の分野でありますとか工芸技術の分野といった無形文化財への補助という形を通じて、用具・原材料の需要のバックアップというものにも取り組ませていただいているところでございます。

12ページに進みまして、ここは「日本の技フェア」とかですので、前回、第1回の資料でも御紹介させていただいたものの再掲となりますが、やはり情報発信という意味では、文化庁の取組の大きな柱となっておりますのが「日本の技フェア」でございまして、ここは用具･原材料の存在であるとか現状に関する対外発信の非常に大きな場となっております。

また、下段にありますように、建造物では、また別の展覧会への協力等を通じた広報活動には力を入れさせていただいているところでございます。

13ページも第1回資料の再掲となりますが、美術工芸品、それから無形（工芸技術）とい

ったジャンルで、それぞれの切り口から、様々な角度で情報発信や需要の創出、展覧会とかが行われる場合に、そこに関連のブースを別途、文化庁がつくるであるといった取組を繰り返し取り組んでいるところでございます。

14ページに進みまして、情報発信、需要の創出の方向性でございますが、これまでの数年間の取組が一定程度実は結んでおりまして、伝統的な工程や原材料で製作された用具・原材料が実際に使われるようになったという事例もあり、一定の需要にはつながっております。

また、「日本の技フェア」等を通じて、対外発信の機会は積極的に創出しているところでございます。

一方で、国指定文化財の修理、それから重要無形文化財の保持者・保持団体等が実施する活動で用いられる用具・原材料の需要だけに限って言いますと、やはり全体のパイからいうと非常に細かいところになりますので、大きな需要をばっと確保できるような動きとは、やはり隔たりがあります、そういう意味では、どのようにして用具・原材料の生産を自律化・自走化させていくかというところも大きな課題となってきているところでございます。

下段の方向性としましては、引き続き、伝承者養成活動等や修理に関しては、当然のことながら支援を実施していく。

これまで文化庁が支援してきた分野に限らず、より幅広く使用者となり得る層、今、文化財関係で使われているんだけど、実はここでも使えるといったような形で、より幅広く、さらに追加的に使用者となり得る必要がないのかといったニーズも把握しまして、需要創出に向けた方向性を検討する必要があると考えております。

また、全くこの世界のことを知らないという方も国民の中にいっぱいいらっしゃいますので、ふだん接することのない人々に、文化財のジャンル、保存技術という世界を知ってもらって、実演や体験等も通じて機会を確保するなど、国民が文化財保護に親しみを持つ機会をより充実させていく必要があると考えておりまして、若干繰り返しになりますが、とにかく積極的に生産者に対しても情報発信を行い、新たな人材確保や活動継続への意欲向上につなげていく。これまでやってきたことをよりしっかりとやっていくことが必要になってくるというのが今のところの結論ではないかと考えております。

この資料の最後のページなりますが、15ページ、関係省庁との連携でございます。これは書き出すと切りがないので、あえて限定的に書いておりますが、今走っております匠プ

ロジェクト中でも、文化庁だけではなくて、関係省庁と連携した取組に関しては書かれておりまして、やはり、やっていく中で、これはもう文化庁だけで無理だなという局面に直面することは多々ございます。あくまで資料中には一例として書かせていただきましたが、「ふるさと文化財の森」に関しての国土交通省との連携でありますとか、先般の能登地震のときのいわゆる重要無形文化財「輪島塗」、それから伝統的工芸品としての「輪島塗」の支援に関して経済産業省と連携したケースでありますとか、「地域おこし協力隊」に関する総務省との連携でありますとか、また、霞が関以外にも地元自治体等と協力して、地域の特産作物として用具・原材料というものをアピールしていくといった取組も実は少しずつ形になってきているところでございまして、ここはさらに連携協力を進めていくという一択でございますので、引き続き、関係府省庁や地方自治体とも連携し、用具・原材料の生産支援の拡大や需要創出を図るということを書かせていただいております。

駆け足で御説明させていただきましたが、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保に関する現在の進捗状況に関しては以上でございますので、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

【根立会長】　ありがとうございました。ここまでの説明に関して、何か御質問、御意見がございましたら御発言をお願いします。豊城さん。

【豊城委員】　用具・原材料の生産支援の拡大ということで、生産支援というのは、年単年度で終わってしまっているものなのか、次年度以降も継続支援し、自立できるとか拡大に向かっているのか、単年度だけで足りているのか、どういうことをされているのか、教えてください。

【地主主任調査官】　地主でございます。御質問にお答え申し上げます。

ほとんどの事業に関しましては、継続事業として実施しているという状況でございます。むしろ、この補助金を投入することによって、例えば楮、トロロアオイなど、生産者が辞めるかもしれないという報道があったような事例もございましたけれども、この補助金投入をすることによって生産が継続しているということで、現場からも、継続的な支援をしていただきたいという希望も出ております。そういう状況でございます。

【豊城委員】　そうすると、この表というのは、例えば令和2年で楮が上がっているけれども、それはこの後も続いているのですか。

【地主主任調査官】　はい。実はこの表で挙げられているのが、多少分かりにくくて恐縮でしたけれども、その年に新規に始まった分野について記載していると。

【豊城委員】　　継続的な支援をされているということですね。

【地主主任調査官】　　はい。一番下に※印で書いてございますけれども、100％継続かというと、途中で終わってしまっているものも例外的にございますけれども、ほとんど継続していると御理解いただければと思います。

【豊城委員】　　ずっと支援していかなければいけないというのは、分野がどんどん増えてくる中で、予算が尽きる可能性もありますね。そうしたら、何か目指して、ここからは自立してくれとかという体制でやらないと、予算が幾らあっても足らないですよね。

【地主主任調査官】　　はい。そういう観点も持ちながら実施しておりますが、実際、事業を実施することによって、いろいろなネットワークというものも生まれている実感がございますので、そういう利点を最大限生かす観点を持ってまいりたいと思っております。

【奥委員】　　よろしいですか。

【根立会長】　　はい、どうぞ。

【奥委員】　　今の御質問、御意見も伺いながらの感想ですけれども、自立までのサポートというのが望ましいことは確かですが、実態として、結局、支援を前提として、半官半民ではないですけれども、そういう形で続けざるを得ないようなものも多分多数あると思いますので、そこが曖昧にならないようにというか、中間的なものもありますし、支援が前提となっていたはずが、いいほうに転ぶということも当然あるでしょうから、どちらと分けるというのも難しいのかもしれませんけど、ただし、そこは、どちらでなくてはいけないということではなくて、両者あり得るということを、特に生産者自身とのやり取りの中で、絶えずチェックしながら進めていかれるのがよろしいのではないかと思います。

【三輪文化財第一課長】　　よろしいでしょうか。

【根立会長】　　どうぞ。

【三輪文化財第一課長】　　ありがとうございます。御指摘のとおりでして、いいか悪いかは別として、現状、管理等業務支援の対象となっているものは、やはり、数年でぱっと自走できるというのはほぼなくて、むしろ、この補助がなかったら、来年なくなっていたかもしれないみたいなところにあるものをつないでいるというのが偽らざる実態であります。そこからどのような形をスタンダートとするのを目指すべきかというところはありまして、そういった点も考えながら取り組んでいく必要があると考えております。

ただ、地主さん、補足があればお願いします。

【地主主任調査官】　　実は生産支援の拡大事業だけではなくて、ほかのページにも出て

まいりますけれども、東文研の事業で映像を作成するとか、複数、多角的に、この事業の実施を契機として行っておりまして、おっしゃられるように、極力、自走化できるという選択肢を有効にしたいと思っております。

【豊城委員】　予算が切られたら生産できなくなってしまうとはならないようにお願いします。

【

【根立会長】　山梨委員。

【山梨委員】　山梨でございます。前回からもちょっと考えていたところではありますが、今の資料で言っていただいています需要の創出という部分でございますけれども、やはり需要が多ければ、こういったものは、ある程度良好な循環というのが望めるところかと思うんです。ここの資料にあまり出てきておりませんところが、美術館・博物館の所蔵品ですとか、あるいは今、地域の文化財保存活用計画の中で、県・市などがそれを策定して、今、市町までそれがおりていっているところで、そこで市町の方々も、今まで割と考古ですとか史跡の指定が多いんですけれども、もっと広い分野からの指定も行っている状態です。それで、未指定の修復を待っているものが大変多うございます。これは被災文化財ももちろんですけれども、それだけではなくて、美術館・博物館の持っているものでは、最近、購入予算を持ちませんものですから、地域からの寄贈ですとかが大変多うございます。それらのものというのは、博物館環境で保存されてきたものではなく、民間での保存が多かったので、手当てをしませんと活用することができない。ところが、大体、日本の博物館は公立館が大変多く、自治体の財源があまりない、一方で諸物価高騰がございまして、博物館の予算の中で、なかなか修復というところに予算を注ぐことができない。ですから、修復を待っているものはたくさんあるけれども、これが今書いていただいている需要というところに結びつかない、ボトルネックになっているところは予算がないところになっているんです。ですから、そういったことが可能になるように、何かしらの財源というのが必要です。今ほどもありましたけれども、必ずしも国庫だけではなく、民間なども活用できれば、そういった基金といいますか、財源が継続的に確保できるようであれば、需要の創出もできます。そして、博物館・美術館でそういったものを展示するときに、こういう修理でこれが活用できるようになりました、どのような作業をしましたというのについては、東文研で行っているような動画なども一緒になって見る。そうすると、情報発信も共にできるということになりますので、需要の創出というところと、修復のための資

金、その基金みたいなものが考えられましたら、大変ありがたい。それは博物館・美術館の所蔵品だけではなく、自治体などで調べておられる民間の所蔵品で未指定のもの、そういうものについても活用できるのであれば大変ありがたいと思っております。

また、海外の美術館・博物館と違って、日本の博物館・美術館は修復の専門家を持っているところが大変少のうございます。ですから、学芸業務というもの、展覧会ですとか、レジストラーですとか、いろいろなことをやりながら、作品の具合が悪いなと思うと、それについて手当てをしなければということで事業者様に御相談申し上げるわけですけれども、事業者様の御提案を評価するといったノウハウというのも、経験が少ないだけに限られるということがございます。需要を生み出していただきましたら、美術館・博物館現場の修理についての知見も上がりますし、また、そこについて研修なども行っていただいたら大変ありがたいなと思います。

それと、もう一個、博物館・美術館の学芸員だけではなくて設置者の側、これも今、博物館法の改正で、設置者と博物館現場が一緒になって、コミュニケーションを取りながら、よりよい博物館活動ということが提案されていて、それに向かって登録博物館というのは頑張っていこうとしているところですけれども、設置者側の認識というのも高めていただくのが望ましい。ですので、研修の対象といたしましては、美術館・博物館の職員だけでなくて、設置者側の自治体の文化財担当ですとか、そういう方たちも対象にしていただけましたら、全体的に裾野が広がるということが期待されるかと思っております。

以上でございます。

【三輪文化財第一課長】　　御指摘ありがとうございます。

まず、未指定品を含めた修理ニーズの部分まで視野を広げるというところは非常に重要な御指摘でして、どうしても、特に文化財一課の場合、まず、国宝・重要文化財の修理だと、それに使う技術だというところから入りがちですけれども、用具・原材料のニーズというところから考えると、おっしゃるように未指定品まで含めたところまで考えたほうが合理的ではあります。

一方で、これも言っていただいたように、となってくるとややこしいのは、では、未指定品の修理をどこまで補助するんだという議論にダイレクトに直結するところで、国宝・重要文化財に関する修理よりは、すっと議論がいかないところはございます。

ただ、この論点がつながっていることは御指摘のとおりですので、この点に関しては、修理ニーズのところは、この後また、(3) の事業規模の確保のところでも論点として出て

くると思いますので、この論点は存在していることは認識しているということを一旦お答えとさせていただきます。

それから、設置者等に関する研修の必要性はおっしゃるとおりでして、一応、これまで文化庁では、いわゆる公開承認施設のスタッフであるとかを対象とした研修をやっておって、そこに希望があれば教育委員会の方もということはやったりしておりますが、多分、任意参加とかになっておりましたり、あと、近年、コロナとかもあって、オンラインとかが中心になってきた中で、なかなか、ばしっとコストパフォーマンスに見合った研修ができているかというところは要検証かなと思っております。誰に対してどういう研修をやることがここの解決につながるかという観点から、ちょっと見直しを行いたいと思っております。

以上です。

【根立会長】　その前に、山梨委員、よろしいですか。

【山梨委員】　はい。現状で認識していただいているというところですので、具体的にそういったものが修理対象になることで、需要が拡大されて、そして現場にもよい影響が及ぶということが望ましいと思いますし、研修につきましても御検討いただいているということですので、修理センターなどの事業にもつながっていくのかと思いますけれども、引き続き御検討いただければと思います。

以上です。

【根立会長】　では、山本委員。

【山本委員】　山本です。

山梨先生のおっしゃる修理拡大というのは根本ですが、実際にその仕事を受けている立場からすると、特に国のものではない都道府県や美術館・博物館は入札という場合が多くあります。修理が増えてもその仕事に、リストアップして今残そうとされている用具・原材料を使うかどうかということです。上質だと分かっていて、科学的な裏付けもあり、経験的にも100年、500年と使い続けてきた日本の良い素材を使いたい。しかし、使うというときにやはり値段が高い。そうすると、請け負う業者が金額で選ばれる入札の場合には、仕事を得るためには安くしたい。では、どこでコストを抑えるかというと、材料で安くするということが出てきます。人件費と材料。装潢国文化財の修理にかかるお金は主にその二つです。そういうときに、例えば、紙という材料を取り上げると、選定されている紙漉きさんの純楮のものよりも、パルプが混ざっていたり、機械漉きの紙を使って材料の質を

下げても、仕上がりの見かけとしては変わらないような仕事ができてしまう。そうすると、仕事は増えていても、せっかくリストアップしていただいているものの需要が増えるとは限らない。対策としては、この仕事には、リストの中の材料を使うようにという文言が入ることや、それを使った場合には、その材料費に対して補助が出る、全体の修理への所有者への補助とは別に、用具・原材料の需要を即するために、リストの材料を積極的に使えるように、材料費に補助を出して頂きたい。また理想を申しますけど、文化財保護法の中に、「文化財の修理には、この様な伝統的な材料を使う」という文言がほしいと思います。文化財保護法ができた頃には、装潢文化財の業界では、まだ工業的な量産品よりも、伝統的な原材料と技術による物のほうが多く使われていたから、そういう規定がないのかもしれない。しかし、現在リスト化されて、良質であり日本にとって文化も背負っているものが、失われようとしています。使用しなさいという言葉がどこかに入ってきても良いのではないかと思います。

以上です。

【三輪文化財第一課長】　　ありがとうございます。

これも非常に、要は核心を突いた御意見だと思っておりまして、ちょっと斜めの方向からお話ししますと、文化財の修理と日本の会計制度って根本的にちょっと衝突するところがありまして、何もやらずにやると、要は、私、修理できますという自己申告で一番安い人がとってしまってというようになるというところを、どのようにそうならないように、しっかりとした技術を持っている方がきちんとしたクオリティーの修理をやれるかというところを予算として実行するかと、非常に難しいテーマにずっと取り組んでいるところでございます。

1つの解決方法としては、おっしゃっていただいたように、求める条件というものを事細かに書いていくというのはやはり一つ方法ではありまして、一部それに類することをやってはおりますが、当然やればやるほど対象が狭まっていきますし、かかるコストも跳ね上がっていくということで、どこまでのことができるのかというところは、ちょっと走りながら考えている部分はございます。

ただ、今の御質問の中にもありましたように、その辺をやらなければ、永遠に最上級のものは使われないし、需要も、それから人材育成も広がっていかないということはおっしゃるとおりですので、この点をどう考えるかというところは、引き続き検討したいと思っております。

以上です。

【根立会長】　山本委員、よろしいですか。

【山本委員】　はい、ありがとうございます。その辺、よろしくお願いいたします。

【根立会長】　ほかに。野川さん。

【野川委員】　野川でございます。私は無形文化財の伝統芸能ということになるのですけれども、伝統芸能の場合には、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保という視点を考えるときに、ほかの分野とは大きく違うところがございます。というのは、文化財というのは技、例えば歌舞伎の何かの技を持っているとか、お琴を演奏する技術であるとか、そういった技を持っている、いわゆるマスコミが言うところの人間国宝みたいな方が文化財になるわけですが、その方の技を保存するために、あるいは継承するために必要なものといった場合に、まず、保存に関して言いますと、現状としては、皆さん御存じのように、国立劇場が閉場している中で、その技を実際にそこで見せたり、ブラッシュアップする機会が失われております。それから、継承ということでいいますと、若い人たちを育成するような場が少なくなっているという現状がございます。

そして、そのための用具ということになりますと、楽器ということになるわけですが、例えば資料の14ページを拝見しますと、課題の1つ目のところに書いてあるんですけれども、「重要無形文化財の保持者・保持団体等が実施する伝承者養成活動の中で」というような書き方になっているわけですね。しかし、実際には、伝統芸能の場合には、愛好者がいて初めて成り立つという仕組みになっておりますので、いわゆる人間国宝であるとか、技を持っている保持団体だけを守るというだけでは立ち行かないところがございます。ですから、ちょっと違う視点が必要であるということで言いますと、個別に何か対応していただくような、議論の場とか、あるいは機会の必要があるかなと思います。

それからもう一つ、継続性ということで申しますと、資料の8ページに用具・原材料に係る調査・研究というところの具体的な取組例として、三味線のバチなどに使用する象牙の例が出ているのですけれども、実は私、ここにも関わりを持っているのですが、ここには、事業の成果ということで「新素材の化学的な組成が確定した。」と断定されているのですけれども、実際にこれに関わっている私から言わせていただきますと、全く確定はしていない状況です。重さであるとか、耐久性であるとか、今後も研究が進まなくてはいけないところですけれども、令和6年度に打切りということで、継続がなく、立ち止まっているという現状がございます。それぞれ個別にいろいろなケースがあると思うのですけれども、継

続性ということも細かく見ていただけたらいいなと思っております。

それから需要の創出ということで言いますと、楽器に関しましては、邦楽普及拡大推進事業というのを行っていただいていて、その中で、高校や大学の部活動に楽器の支援をしていただいています。それは愛好者を広げるという視点と、それから楽器屋の需要を増やすという両方の目的を持っていて、それなりのいい成果が出ていると私は思っておりますが、一方で、高校や大学の部活動以外に、各学校、小学校とか中学校とかが持っている音楽の時間に使う楽器が様々あるわけですね。邦楽器に関しても、修理が必要であったり、新たに購入が必要であったりというような状況があるにもかかわらず、枠から外れているということがございます。これに関しては、最後のところに関係省庁との連携というのがあったと思うんですけれども、恐らく文部科学省との連携というのが必要になってくるのではないかと思っております。

以上です。

【三輪文化財第一課長】　　御意見ありがとうございます。

まず、1つ目の重要無形文化財の保護に関して、伝承者養成活動だけ補助していても実は足りないというところは、あえて申し上げるとおっしゃるとおりでして、重要無形文化財の補助の切り口というのは、より幅広いものがあり得るとは思っております。

一方で、これも本当に同じ議論なってしまうので、やはり予算の限界がある中で、現在のところは、重要無形文化財の補助というものを言うならば伝承者養成という切り口に限定して、限定しないと補助額が天文学的なものになってしまうということで、伝承者養成活動という形で、言うならば限定をかけまして、伝承者養成活動という切り口からできる補助をしているという状況ではございますが、それだけやっていれば、無形で使われる用具・原材料のニーズが確保できるわけでは、正直、到底ございませんので、それはそれとして、伝承者養成の補助はやりつつ、ほかにどういう補助が必要なのか、あるいはやることができるのかという議論は、御指摘のように必要になってくるであろうと考えております。

それから、8ページの代替品のところでございますが、資料中にはこう書いておりますが、三味線のバチに関しては、この事業で想定していた段階という意味では、組成の指定限定には至ったということでございますが、もっとこの素材を使った、それこそニーズの掘り起こしであるとか、さらなる研究の余地があるという意味の御意見だと承りました。

一方で、代替品の研究も、やはりほかにも研究が必要となっているものが多数ございま

して、まさにここにありますように、令和6年度までは象牙をやりましたが、令和7年度からはトウヒに入っておりまして、とにかくこういったものを、やれるところから、取りあえず完璧ではないかもしれないけど、やれるところまでやっていくということを繰り返さないと、いよいよ手に入らなくなって、無形文化財そのものが途絶えるリスクがあるという状況にもございまして、予算の範囲内で、やれるところから、最低限許せる完成度で取り組んでいるというところを御説明させていただけたらと思います。

それから、邦楽推進事業に関しては、担当部署が異なりますので、もしあれでしたら後で補足してもらえたらと思いますが、着実に取り組んでおりまして、また、役人的なことを申しますと、一応、今、音楽を含めた芸術系の教育は所掌としては文化庁が担当しておりまして、文部科学省の一組織として文化庁がしっかり取り組んでいくということで考えております。

邦楽推進事業について、もし補足があればお願いしますが、大丈夫ですか。

【平桑生活文化創造担当参事官補佐】　参事官（生活文化創造担当）付の平桑でございます。邦楽推進事業を担当しておりまして、日頃からお世話になっております。

邦楽推進事業につきましては、おっしゃるとおり、高校、大学の部活に対する支援ということでございまして、小学校、中学校に対する支援はないのではないかという御質問でございますけれども、ほかの伝統文化親子教室事業という事業がございまして、そこで三味線とかお琴とかの練習とかということで事業をしておりまして、それについても幅広く支援しているというところでございまして、何とぞ御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

【野川委員】　ありがとうございます。ちょっとここで個別の質問をしてよろしいのか分からないんですけれども、例えば小学校で音楽の時間に使っているお琴を、どこが管理して、どの予算から修理をすることができるようになるんでしょうか。

【平桑生活文化創造担当参事官補佐】　恐らく、小学校とか、学校が持っているものについては、教育委員会で修理するということになるかと思います。

【野川委員】　分かりました。

【根立会長】　よろしいですか。

ほかに、まだ発言されていない方もいらっしゃるようですけど、鶴岡さん。

【鶴岡代理】　では、鶴岡です。

いろいろ危機的な状況になっているということで、その支援をやっていただいているのは大事な部分ではあるかと思うんですけれども、やはり供給者側が安定的に、要は生計が成り立つような状況というのはどういうものかとか、そこに行くために需要はどの程度要るかとか、もう少し具体的に、それも指定文化財だけではなくて、もうちょっと広い範囲で調査して確認しなければ、具体性が見えないような気がするんですね。やはりいろいろなことをやるときは、かなり悉皆的な、あるいは専門的な調査機関に委ねて、きちんとした状況を把握するというところがないと、今は保存団体に調査を委託しているとか、一部の専門家に調査しているとか、そういうことだけでは、なかなか実態全体がつかめないような気がします。その辺りを早急にやらないと、今みたいに継続的に支援をやっていって、いつまでかかるか分からないとか、そういう状況から抜け出せないような気がしますので、特に大きな事業、今は大丈夫だけど、これから衰退していく可能性もあるというところを含めると、この個別の状況については、やはりそういう調査をやっていただくのが非常に重要ではないかなという気がします。

以上です。

【根立会長】　どうぞ、事務局。

【三輪文化財第一課長】　御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、改めて言うのもあれですけど、今回取り上げた用具・原材料とかをつくっている人たちって、文化財のためにやっていると認識している人もいますけど、あまりそうでなくて、えっ、これってそれに使えるのみたいなところもあったりして、要は文化財という外の世界も全部俯瞰的に見た形での生産活動であるとか、用途先といったものの網羅的な調査が本当は必要であるというのはおっしゃるとおりだと思います。

一方で、率直に申し上げて、文化庁だけで多分捉え切れていないところがございまして、どのようなやり方をすれば、そこがどのくらいのコストで把握が可能になるのかというところは検討の必要があるかなと思っております。

以上です。

【根立会長】　よろしいですか。

【奥委員】　すみません。

【根立会長】　奥委員。

【奥委員】　奥でございます。

今のやり取りですけれども、包括的な調査は確かに必要ですけれども、大きい分野も小

さい分野もいろいろあるので、一律にやると、かえって実態が見えにくくなるのではないかという心配もあるんですよね。大きな調査をやって、全体的な話になると、細かい話が埋没してしまいますので、そこはくれぐれも気をつけて、こういうところをこういうふうに包括的にやったから全体が見えたということにはきっとならないのではないかと、なるところはなる、でも、ならないところは必ず全然ならないのではないかと思います。そこのところだけ気をつけていただいたほうがよろしいと思います。

以上です。

【根立会長】　今の奥委員の発言なんかも考慮して進めていただきたいと思います。

では、岩井委員、どうぞ。

【岩井委員】　岩井です。よろしくお願いいたします。

2点教えていただきたいと思います。

1つ目が、また話が戻りますが、原材料に対する生産支援は、基本的には継続事業になるというお話だったかと思います。「基本的」ではなく、途中で辞めてしまう例について、その理由をお差し支えなければ教えていただきたいです。もちろん自走できるようになるのが理想だとは思いますが、先ほど文化庁の御説明にもあったように、なかなかすぐに自走できるようにはならないと思いますので、支援が続くといいなと思っております。そこで辞めてしまった理由を教えていただけたいというのが一つ。

次に、需要の創出ですけれども、こが最終目標で、それを達成するために、これらの原材料・用具とかが継続的に生産されるということだと思います。今、それらの道具や原材料を生産する人たちの後継者養成も並行して進めていらっしゃると思いますが、実際はそれほど人数が多いわけでもなく、その状況で需要がばっと広がると対応し切れないこともあると思うんです。ですので、その辺りのバランスのとり方というか、計画とか、そういったものがあれば教えていただきたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

【根立会長】　事務局。

【地主主任調査官】　お答えいたします。地主です。

資料の2ページを御覧いただきたいと思いますけれども、実は、途中で辞めてしまった例があるといいますのは、ここの中では、令和2年度の一番下に書いてあるムラサキでございます。ムラサキ栽培というのは大変難しくて、いろいろな条件が重ならないとうまくいかない。令和2年度、ムラサキを始めた団体も、始めたんですけれども、技術指導を受けながら行ってもムラサキがなかなかうまく育たなかったということで、この事業自身は、その

団体は途中で辞めてしまいました。

ただ、その一方で、また別の地域の別の団体が新たにムラサキの栽培にチャレンジをしておりまして、また別途、別の年度にムラサキの栽培を管理等業務支援事業で行っております。ただ、非常に小規模であるということと、その年その年で補助金を必ずしも必要としないという状況もありますので、継続的には申請をしていないという、やや複雑な状況がございますけれども、それは今申したように、このムラサキぐらいのものですので、辞めてしまったというのは例外的であると認識いただければと思います。

2点目の急に需要が増えたときというケースについてお答え申し上げますけれども、基本的には、急に需要が増えたケースというのが、なかなか存在しないということでございます。ですので、我々としては、現場が維持できるように、中長期的な安定性、そういう展望が欲しいということが現場の方々の気持ちでございますので、そういった気持ちにいかに添うことができるのかという観点で伴走をしている状況でございます。

その中で、ここに多く出てくる表層裂というものは、実は裂の種類ごとに挙げているので、表層裂をつくっている団体は、西陣の選定保存技術保存団体にも令和5年度に選定された一般社団法人の団体でございますけれども、こちらなどは、このような形で表層裂の需要がこの事業を通じて生まれたことによって、ほとんど後継者がいなくて技術の継承が危ぶまれたところ、事業が生まれた。それに伴って選定保存技術保存団体の認定も受けられるぐらいの団体活動ができるようになったというものがございますので、漸次、この事業も活用していきながら、また、選定保存技術の補助金も活用していきながら、継続性を高めていきたいと考えているところでございます。

【岩井委員】　ありがとうございます。

【根立会長】　岩井委員、よろしいですか。

【岩井委員】　大丈夫です。ありがとうございました。

【北山委員】　よろしいでしょうか、いいですか。

【根立会長】　はい、どうぞ。

【北山委員】　高知工専の北山です。

報告を聞かせていただきまして、この事業の中で、生産支援の拡大のために、いろいろないい事例が生まれてきているんだなと読んでいて思いました。当然、自走していかないといけないとか、もっと事例数を増やしていかないといけないとかという御意見もあったかと思いますが、この事業がある間に、ほかの地域でも応用できるような、いろいろな手

法とかがたくさん出てきて、それがより多くの地域で活用できるようなもの、エッセンスとして使われていくようになるといいのかなと思いましたので、これをもう少し継続して続けながら、裾野を広げていっていただけるといいのかなというのが感想です。

それから、全てに対して適用可能というわけではないんですけれども、関係省庁との連携というところでいうと、特に、例えば原材料の確保とかでいうと、結構、私的には観光との親和性ってある程度はあるのではないかなと思っていて、例えば高知県とかだと、楮の収穫にも農家さんが出ていけない、高齢になって出ていけないので、長期滞在をされるような海外の観光客の方に来ていただくような､WWOOFとかというオンラインで訪問者を募るようなサイトがあるんですけれども、そこで、来ていただいて、楮の収穫時期であったりとか草刈りの時期なんかに、それこそ空き家を民泊として活用して、日中は収穫を手伝っていただく、土日は休み、お給料はその分なしというような仕組みなんかを実践されているような方がいらっしゃって、例えばそういったようなことを観光の事業であったりとか地域のDMOなんかと連携してやっていくようなことをすることによって､できるようなことというのは多少なりあるのではないかなと思いました。

というのは、生産に必要な人というのが生業として成立させていくことが非常に重要だとは思うんですけれども、一方で、年間通しての仕事ではなかったり、別の仕事の農閑期にそれをやるとか、そういったような性格のものも少なからずあるのかなと思うと、一定の季節に一定の人材を供給するみたいな、観光の仕組みで、一時しかいないけど、でも、それがきちんと継続的に回ればシステムになる、そんなような気もするなと思って、そういったような事例も生まれていくといいなと思いました。

以上です。

【根立会長】　どうぞ、事務局。

【三輪文化財第一課長】　一課の三輪でございます。御指摘ありがとうございます。

今画面にあります他省庁との連携の部分はおっしゃるとおりでして、ここに書いてある例は本当にあくまでも一例でして、御紹介いただいたような観点から、今ここに書いていないけれども、実はこういう連携をすれば、用具・原材料の生産拡充に資するというケースは、正直、存在すると思います。御紹介いただいたものの情報収集なども進めまして、どういった取組に広げていくことができるかをちょっと考えたいと思います。

【北山委員】　よろしくお願いします。

【根立会長】　よろしゅうございますか。

【北山委員】　　はい。

【根立会長】　　一通り、御質問、御意見等が出たんですけれども、時間もそろそろですけれども、最後に何か言い足りなかったこととか補足したいことがございましたら、何かありますでしょうか。

【豊城委員】　　いいですか。

【根立会長】　　どうぞ。

【豊城委員】　　豊城です。

文化財の中でも、美術工芸品というのは本当に多種多様にわたって、素材も、材料も、いろいろなものがあって、生産者とか修理の人の事情が本当にたくさんあり過ぎて、一律にいろいろな方向性というのは見えないというのはよく分かるのですけれども、それを一つずつ何とかしようと対応していると、広く浅くで何も解決しないまま、ただ、これで生き延びていてくれみたいな感じになってしまうので、もうちょっと、その中でも、生産するために何が課題なのかとか、共通するようなものも拾っていって、それを解決するようにしていかないと、こちらは解決したけど、こちらは何もできないみたいなことになってしまうと思います。生産、供給、需要とかの観点から、ある程度、それぞれの分野の課題を抽出して、それを解決することによって、ほかの分野でもいろいろなことが解決できるのではと思います。あまりにも広く浅く対応しようとすると、逆に解決策がばらばらになって、予算も取れないし、何も解決できなくなってしまうのではないかなと思うので、そういう視点で問題を凝縮して進めていただいたほうが、全体的な解決に向かっていくのではないかと思います。

【根立会長】　　どうぞ、事務局。

【三輪文化財第一課長】　　御指摘ありがとうございます。

全くおっしゃるとおりでして、どうしてもジャンルの本質的な性格上、広く浅くはなりがちですけれども、そこからの共通項でありますとか横展開というのをやらないと、本当にばらばらにやっているだけになりますので、ともすれば、ばらばらになりがちなところを横につなげて、より一般的な共通項を見つけていくという観点を留意しながら取り組んでいきたいと思います。

あ、どうぞ。

【地主主任調査官】　　若干、補足申し上げます。

おっしゃるように、御指摘の観点は非常に重要かと思っております。ただ、その一方で、

例えば管理等業務支援事業で楮の事業というものを、特に茨城、それから、奈良、高知、この3か所で行ってまいりました。その事業を行ってくる中で、今行われていることが、例えば奈良で楮を生産している人たちが高知に行って研修をする、農家同士の研修だけではなくて、今度は大学の植物学の研究者がその輪に加わる、それと東文研も加わるということで、事業の実施を通じて、点と点がつながって、線あるいは面になってきているというのがこの5年間の活動でございましたので、そういったことが、また発展性につながるのではないか。おっしゃるように、課題意識の共有、問題の抽出ということにつながるのではないかと、まさに期待しているところでございます。

【根立会長】　　よろしいですか。

【奥委員】　　すみません。

【根立会長】　　どうぞ。

【奥委員】　　奥でございます。

今の豊城委員と地主調査官のやり取り、そもそも両方ともそのとおりだと思うんですけれども、基本的に、それぞれいろいろ、ばらばらなので、しようがないといえばしようがない。あまり波及も、できるところもあります、それはやったほうがいいに決まっているわけですけれども、ばらばらだで済ませてしまってはいけないわけですけれども、1つは、やはり文化財を保存する技術というのがどういうものなのかということについて、選定保存技術というのが、前回の企画調査会で、この名前が分かりにくいということが言われて、それも課題としてまだ残っているかと思うんですけれども、文化財を保存する技術は文化財なのかという、前から言われている問題がありまして、それで、文化財だと言ってしまうと、いろいろ問題があるところはあるかもしれませんが、ただ、一方で、最近、文化財の概念というのがやたら曖昧になってきて、そこで保存する技術って、そんなのと比べると立派な文化財と思うので、あまり厳密にしておくのもどうなんだろうなと。やはり、これは文化財だということの効果も大きいとは思うんですよね。こう言ってしまって文化財化するというのも問題はあるというのは十分承知の上で申しているんですけれども、文化財を保存するという技術とか原材料の調達、ですから、原材料の調達になると、技術ではないので、これを文化財とは言ってしまえないだろうなとは確かに思うんですけど、そういうものも含めての話ですけれども、やはりもうちょっと、先ほど豊城委員のおっしゃった話は、メッセージ性をもうちょっと打ち出していくという方面で、あまり地道過ぎると、多くの方々に届かないのではないかというのはやはり危惧しておりますので、その辺のと

ころ、そういうのを助言するのが私たちの役割なのかなという気もするんですけれども、一緒に考えてまいりましょうという感じであります。

【根立会長】　　この議論をやり出すとまだ続きそうなので、まだまだ検討しなければいけないことがあると思うんですけれども、ちょっと時間も来ましたので、よろしければ議事の（1）はこれぐらいで終わりにして、続いて、議事（2）について、事務局より説明願います。

【塩川文化資源活用課長】　　文化資源活用課の塩川でございます。

匠プロジェクトの進捗の3つ目でございます。資料2に基づいて御説明させていただきます。文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保でございます。

2ページでございます。匠プロジェクトの中で、このテーマは4つの項目から成っています。事業規模の確保、防火・耐震対策の推進、文化財修理需要の可視化・創出、多様な資金調達の促進／幅広い裾野の拡大です。

その順番に沿って、まず事業規模の確保でございます。匠プロジェクトでは、四角の枠囲みにございますように、年間行うべき修理件数を事業規模の確保の観点から掲げているところです。

2ページ左下、匠プロジェクトができたR3年の実績、それから、ここ近年の状況の比較の表ですが、建造物、史跡については、おおむね目標に近い数字になっているところです。美術工芸品については、目標に比べると、数字のほうが小さいという状況にございます。

それから右下が有形文化財の保存修理に関する予算の状況です。R3年は299億ぐらいですが、ここ3年ほどは400億円ぐらいの規模を確保できている状況です。R8予算案についても425億ということで、物価高、人件費高騰も含めた中で、地方公共団体からお伺いしている必要な事業規模については確保できているというのが今の状況でございます。

3ページ、見えてきた課題と今後の方向性です。今ほど申しましたように、課題として、近年の要望額については、事業規模は確保できていると思っているところですが、「一方で」と書いていますように、美術工芸品については、所有者の自己負担の話もあって十分でないケースもございますし、それから、先ほど山梨委員からもお話があったように、地方文化財、それから博物館の所蔵・寄託文化財についてどうしていくのかという課題については、引き続き残っているということかなと思っておるところです。

そうした中、下の検討の方向性で書いていますように、引き続きの予算確保というものが大事。さらに効率的な予算という観点からも、予防保全的なアプローチというものを考

えていく必要があるのではないかということ。

それから、いかにして多様な資金調達をできるようにしていくのかという点もあろうかということです。

加えて、これも先ほど来、御意見を頂戴しているところでございますが、地方公共団体の中でも、やはり「保存」「活用」についての意識、資質能力をしっかり持っていただいて、必要な予算確保等につなげていただくというのも大事であろうと考えているところですので、そういった観点からの検討を、また、この場でもいただければと思っているところです。

以上が1つ目でございます。

4ページ、2つ目の防火・耐震対策です。こちら、匠プロジェクトと政府全体の国土強靱化と連動させているところです。ノートルダムや首里城の火災を契機として、まず防火、それから耐震ということで目標をつくって進めてきているものです。

表にもございますように、右の目標数値からすると十分ではないかもしれませんが、この4年間で、防火・耐震については、推進自体は進んできているという状況にございます。

その上で、2つ目のダイヤですが、第1次国土強靱化実施中期計画、第1次文化財防災5か年計画、これは昨年前半、それから、昨年末に策定したものです。政府全体の強靱化の5か年加速化、その後継の実施中期計画、さらに、それを実際にオペレーションするための文化財防災5か年を作り、ポイントとして、防火・耐震を引き続きしっかりやっていくのみならず、史跡の水害・老朽化対策等についても位置づけているということで防火・防災全般として、引き続きしっかりやっていくというのが現状です。

5ページです。今の説明のとおりでございます。そうした中で、今後の話ですが、予算の確保。それから、やはり所有者、地方公共団体も含めて何をしていくのか、ソフト・ハード両面からしっかり理解した上で取組をしていくことが大事と思っております。

あわせて、これも繰り返しになりますけど、資金調達の取組の充実。

それから、やはり文化財の「保存」と「活用」について、地方公共団体においても、しっかりした取組を進めていくことが必要と考えているところです。

おめくりいただいて、こちらは第1次文化財防災対策5か年計画でございますので、また、お時間があるときに見ていただければと思います。

次に3点目、スライドの7でございますけど、文化財修理需要の可視化と創出です。現行、匠プロジェクトのほうでは、中長期的な仕事量の見通しの確保に資するという観点から、

長期的な修理需要の予測調査を進めるとしているところです。先ほど申しましたように、おおよそ近年は、地方公共団体から聞いた必要な事業規模も確保できているところですが、それとは別途、将来的に、計画的な事業につなげるように、事業規模の可視化が期待されるというところです。

そうした中で、ダイヤのところにございますように、建造物の観点で、今年度から予防保全型メンテナンスに向けた調査研究・開発というものを実施しているところです。

現状、どちらかというとお金の準備もついて、壊れて、傷んで直すという事後保全的な維持管理から、データサイエンスもきちんと活用し、点検データ等も用いた統計的な劣化のシステムを構築することで、むしろ予防的・計画的に所有者が最適なタイミングで修理できる、その集積として、将来的な国全体としての事業規模の可視化につなげるということを今進めているということです。

次のページ、スライドの8です。こちらは美術工芸品関係の状況の御説明です。過去の文化財修理記録のアーカイブ化・データベース化について、試行的に取り組んでいるということです。こういったものについて、過去の修理実績をデータ化して分析することで、適切な処理時期につなげていきたいということです。

今後の方向性のところに書いていますように、将来的には、こういったデータそのもののプラットフォームの構築により、文化財の類型問わず、計画的な修理というものができるようになっていくことが大事なのではないかと考えているというのが現状です。

次、スライドの9枚目、多様な資金調達の促進です。こちらについては、現行の取組の御紹介として、一番下にございます紡ぐプロジェクト、これは匠プロジェクトの前から始まっていますが、読売新聞、宮内庁、文化庁で実施しており、匠のプロジェクトの中でも、継続的に、企業も含めて、保存と活用、公開というものを連関させた取組を進めているというものです。

それから、次の10ページでございます。寄附の促進ということで、事業を令和6年から進めているというものでございます。主な取組内容のところに書いておりますように、文化庁といたしましても、ファンドレイジング等の会社のREADYFORとも連携協定を結びまして、文化財保護の資金調達をどうしていくかというハンドブックの改訂を今、作業中です。来月の刊行を目指しているところです。こちらの御紹介ということで、文字が小さくて恐縮ですが、具体の事例を様々書かせていただいています。例えばということで、文化財の所有者等が独自にクラファンをやっているような事例ですとか、地方公共団体が、ふるさと

納税に特定の文化財の保存活用というものをひもづけて行っている事例ですとか、そういった様々な事例がございます。こうした事例について、都道府県、それから市町村の文化財担当も含めて御理解いただいて、横串的な、横展開的な取組が広がっていくことが大事かなと思っているところでございます。

併せて、丸の2番にございますように、文化庁としても、ファンドレイジング等の知見のある人間をコーディネーターということで配置して、支援も行っているというのが多様な資金調達に関する取組状況でございます。

関連しまして、スライドの11ページです。文化財保存活用地域計画の認定について、少し状況の御報告でございます。山梨委員からもお話がありましたけど、こちらも、まさに地域全体で、住民も含めて、地域丸がかりで、しかも指定文化財以外も含めて、しっかり保存・活用していくということが趣旨で法改正されて位置づいたもので、現行、236の計画もできているところです。そうした中で、少し具体例、左のところに書いています福井県の坂井市でございますけど、住民と行政が一緒になってやった結果、市民と文化財部局の連携が、引き続き、計画策定後もしっかりできているというような事例です。

また、修理現場公開の取組ということで、建造物の修理で、例えば岐阜県の御嵩町において教育委員会と小中学校が一緒になって、小中学生を対象とした公開というものを意図的にやることで、子供が地元の文化財について価値を認識して、自分のアイデンティティーの一つとして関わっていくきっかけとなるような取組をしているという事例の御紹介です。

それから、次のページは「日本の技フェア」の話です。第1回の資料の再掲ですので、割愛させていただきます。

最後、スライド13、課題と検討の方向性です。少しずつかもしれませんが、資金調達の多様化については、ある程度は事例も出てきているところです。クラファンの取組、文化財の修理にふるさと納税・企業版ふるさと納税を入れている事例というものも出てきておりますが、全般で見たときに、取組の差というものが結構広がっているところもございますので、そういったところについての支援をしっかりやっていくことが必要だろうということで、今後の方向性として我々が考えているものを下のほうに書いています。

機を捉えて、やはり地方公共団体職員に御理解いただくことが重要だということ。

それから、「活用」と「保存」という、まさにそのサイクルの御理解というものも大事だと思っております。

3つ目のポツにありますが、文化財保護の必要性について、やはり社会全体に御理解いただくというのも非常に大事だろうということがあるのではないかなということです。

特にこういったことが、どちらかというと財政的にも厳しい所有者の資金調達についても重要ですし、そのために地方公共団体もこういったことを御理解いただいて、所有者の伴走支援をできることが重要なのではないかということ。

それから、民間のお金も含めた力をもう少し文化財の領域に入れることができないかということで、そのためにも文化財が民間から見て、どういう形で支援するインセンティブがあるのかということをしっかり文化財サイドのほうからも説明責任は求められてくるのではないかと考えているというのが現状です。

説明は以上でございますが、また、御意見等をいただければ幸いでございます。よろしくお願いいたします。

【根立会長】　ありがとうございました。ここまでの説明に関して、何か御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。どこからでも。山本さん。

【山本委員】　山本です。

課長、ありがとうございました。全体のお話の中の最後に、クラウドファンディングや、一般の人たちが知ってくれるということの重要性というお話があって、ふるさと納税なども含めて、そういうのは広がってきているとは思います。

ただ、私の専門の美術工芸品、装潢分野ですと、一つ一つの規模が小さくて、また、数がすごく多い。その一つずつのクラウドファンディングやふるさと納税には、返礼は何かということなども書いていただいていますが、なかなか難しいし充分ではない。結論としては、お金が足りていない、資金が必要。そのお金はどこから出るのかということを考えると、財団、ファンドというものが必要なのではないかと思います。文化財に対しては、長く住友財団様などの補助がございますが、今、それでは足りないぐらいになってきているということだと思うのです。ですから、そういう財団が他にも要るという認識を持ってもらう。一般というよりも、文化庁や文化に関係している人たちが持つということと、そして、ただ持つだけではなくて、考えるだけではなくて、具体的にどの企業ならファンドを担ってくれるのかというところまで考え、企業に頼みに行くのか、政治家の方に頼みに行くのか、私は民間の者ですからこういう言い方をしますが、そのための提案の骨子や、何が一番大切なのかということを固めるのは、やはり文化庁が中心となられて進めて頂きたい。別件で、鶴岡先生も「専門委員会」という言葉も出されましたが、そういう専門委

員会の中で、ファンド、財団を設立していくには何が必要なのか、その骨子は何かということを考える。専門家と国が、文化庁が一緒に考えてい頂きたい。そしてそのときには、文化財の専門家だけではなくて、金融の専門家も加えないと、動かないと思います。もちろん、広く一般の方の理解も必要ですが、お金を持っていらっしゃるところ、そういう企業に対して財団に成って頂くことが、どういうすばらしいことなのか、また、それが文化の継承や、地域への貢献となり、文化遺産全体の保護になる。一般の人が、企業はもうけるだけではなくて、こういうこともやっているんですよというものを打ち立てて頂けるような趣旨や骨子の基礎をやはり文化庁が中心になって作って頂きたい。そういう専門委員会のようなものをつくって動いて頂きたい。そのときには、金融の専門家も入れないと、お金を動かすことはできないのではないかと思ますが、いかがでしょうか。

【根立会長】　事務局。

【塩川文化資源活用課長】　山本委員、ありがとうございます。

まず、先ほども申しましたパンフレットを改訂する中では、民間の助成団体などについても改めて一覧もつくっているところです。そういったところにどうアクセスするか分からないというのも非常に多いところかと思っておりますので、この本の中で幅広に書かせていただいているところです。

それから、山本委員もおっしゃっていた、どうやって文化財をマネジメントするのか、ファイナンスも含めてというのは、従来の発想ではなかなかなかったところです。もちろん、ある程度大きい規模の文化財の所有者で、そういった人がいらっしゃるところはありますけど、やはりそれはまれでございますので、全般的な資質の育成をどうしていくかというのは非常に大きい話だと思っています。特にPFIとかも含めてファイナンスの在り方が複雑でございますので、そういった視点からも、我々が伴走する中では、ファンドレイジングの資格を持っている人としているところです。こういった中で、各文化財の所有者のニーズに沿って、きちんと資質能力のキャパビルといった話ができるような支援というのは、もっと大きくしていかないといけないかなと思っているところですので、その在り方をどうしたらいいのかというのも、この場でも引き続き御意見をいただければと思います。

【根立会長】　よろしいですか。

ほかに。どうぞ、鶴岡委員。

【鶴岡代理】　ファンドとか、いろいろありまして、やはり国の補助だけではなくて、民間のいろいろな支援も、これから積極的に頼りながら保護をしていく必要があると思っ

ています。

例えば京都ですと、京都市内の財団法人で、非常に低い金利といいますか、手数料で、長期にわたってそういうファンディングを行っているというところがあったり、それから民間の財団の助成事業も、国指定を除いてという条件でやっているところが、たくさんではないんですけどあるんですが、やはりそこなんかは、逆に応募してもらうことによって、自分のところの補助金をどんどん増やすことができるから、もっと活用してほしいという意見もあったりするんですね。私、全文連のところにいまして、全文連の機会にも、所有者さんにそういう情報を提供したりしながら、いろいろなところの支援を受けられるようなことを所有者あるいはいろいろな事業者のところ、自らの努力も必要かと思っているところです。できることなら、文化庁がそういう情報を広く集めていただいて、それをいろいろなところにまた提供していただければ、そこでこんなことやっているんだったら自分のところでもこういうことが要望していけるかなというところにつながるような気もしますので、そういう点の情報収集と発信もお願いできればと思います。

以上です。

【髙橋文化資源活用課課長補佐】

今年度、文化財保存活用コーディネーターと一緒に、文化財への支援、寄附を受け付けている団体あるいは文化財に対して助成を行っている団体について、情報をまとめたものを文化庁のホームページに掲載するという取組を、地道ながら始めているところではありまして、一定、情報は公開はしておりますが、網羅的に地域性のあるものまで含めて全てできているというわけではございません。ホームページ上でも、随時そういった情報はお寄せくださいということはお知らせしているものの、恐らく、そのページにまでなかなかたどり着いていただけていないのかなというのは思っております。広報不足もあるかと思いますし、そういった情報集約等を行っているということについては、折に触れて、こちらからも引き続き発信しつつ、情報のアップデートを図っていきたいと思います。

【根立会長】　どうもありがとうございます。

これ、前回も言いましたけれども、鶴岡委員の話されたことなんかは、相談の窓口は、1つは修理センターが考えられるので、その辺りもまた御検討
願えればと思いますけど。

ほかに。山本さん。

【山本委員】　補足になります。髙橋補佐のお話にある情報もしっかり見るという事や、また、見やすい出していただき方もあるのですが、その前の問題として実際に、今日の会議の中で掲げていただいていることを達成するには総額でどれぐらいお金が必要なのか、髙橋補佐のお話の中の、既に今進められていることを利用すれば、今、文化庁で不足している分のお金が達成できているのか、ということも調べていただく必要があるのではないでしょうか。実際に文化財を守っていくために文化庁に足りていない金額がいくらなのか数字として見えたときに、それならと言って手を挙げる企業が出てくるということもあると思います。はっきりとお金というものを口にしていかないと、物事は達成しない、空論になるのではないかという不安を感じたので、申し上げました。

【塩川文化資源活用課長】　委員、建設的な御意見ありがとうございます。委員の問題意識は、本当にそのとおりだと思います。その上で、文化庁の中でも、どこまでが国がやるべき役割かいついては、いろいろ意見があるところです。なので、今この場でこういうような回答でしょうかというのが言えないところは大変恐縮でございますが、そうした制約がある中で、どういうものができるのかというのは、少しまた検討させていただければと思っております。御指摘の点はごもっともだと思っておりますので、今回の企画調査会の先生方から御意見を頂戴する中では、いかにしてきちんと文化財が次世代に継承できるかというのをしっかり議論していただいて、我々も具体的なことをやっていかないといけないと思っております。【山本委員】　ありがとうございます。

【根立会長】　どうぞ。

【野川委員】　野川です。

今、資料2を拝見していて、これは有形文化財が基本になっているので、私が担当というか、専門にしております無形文化財とはちょっと違うのですけれども、いろいろ参考になるところはございました。

一方で、有形の参考になるものがまとめられるというのと同じような形で、無形の文化財に関しても、保存と継承に関して、先ほども申し上げたんですけれども、別の議論の場を設けて、こういう方策確保のための道筋みたいなものをまとめていただけるといいなということを思いました。

それからもう一つ、先ほども申し上げましたように、無形の伝統芸能の場合には幅広い裾野の拡大というのが最も大きな、需要に関しても、それから人間国宝を育てていくということに関しても、あらゆるものに関連してくるものですけれども、9ページのところに紡

ぐプロジェクト、先ほどもちょっとお話があったと思うんですが、紡ぐプロジェクトというのを紹介してくださっていまして、これには今回のこの会議というのは関わりがない、これは関連する取組ということで、別枠のものという認識でよろしいんでしょうか。

【三輪文化財第一課長】　　文化財第一課の三輪でございます。

まず、1つ目の無形文化財に関する用具とかの修理という概念、結論としては御指摘のとおりでして、一方で、一応、厳密には文化財保護法上、がっつり修理という概念の対象となってくる建造物であったり美術工芸品であったりといったものを一旦挙げておりますが、厳密には、概念として、おっしゃるように、無形文化で使われるものの修理・修復といったものも、実はニーズなり、極端な話、マーケットを構成し得るというところは御指摘のとおりかと思います。一方で、明確に指定対象が修理対象になっていくという世界と違って、一般の、要は過去認定保持者とかが使っている道具ってどこまで対象になり得るのという議論がそもそも進んでおりませんので、議論の積み重ねという意味では、まだ全くそっちに行けていない状況ではありますが、論点の存在という意味では認識をしております。

それから、紡ぐプロジェクトに関して申し上げると、資料9ページになりますけれども、これはもともとの出発点としては、国宝・重要文化財の修理・修復というところから出発しましたが、平成30年からのプロジェクトで大分たっておりまして、最近は、プロジェクト全体として、いわゆる無形にも関心を広げつつあるというのが実態でございます。一応、今、メインとしては、匠プロジェクトでやっているファンディングの支援対象は文化財の有形の修理に使われていると理解しておりますが、紡ぐプロジェクトの一環として、無形に関する取組なども行われていると承知しております。

以上でございます。

【野川委員】　　ありがとうございます。

【根立会長】　　豊城委員。

【豊城委員】　　豊城です。

今の日本の文化財の保護というのは、基本的に行政の補助がメインでやっているかと思います。そういう観点からいくと、国庫補助のための予算ををしっかり確保していく必要がまずあると思います。それでもさらに増えていくものに対応するため、ファンドとかを活用することも必要ですけれども、国庫補助をしっかり確保するために、やはり国民の理解がないと絶対進まないと思います。財務省的にも、きちんと国民の理解が進まなければ、相応な予算配分はできないよというのは当然でしょう。それで、国庫補助事業を実施する

際には、条件として情報公開をしなさいという条件がついたと思います。美術工芸品にもこの条件がついているんですよね。それがうまく生かされていないと思うんですよね。建造物ではほとんど全国各地でやっている修理、その情報公開というのが十分に活かされていないから、地元の人も分からない、周囲の人も分からない。せっかく情報公開の予算があるのに、それを事業主にほぼほぼ任せてしまっているんですよね。そこのところをもっと文化庁なり地方の行政なりが強力に支援するようにして、修理をやっていることによって、その地域はもっと理解が進むような、そういう仕組みをしてほしいと思います。事業主は、情報公開の実施で困っています。これはやらなければいけない義務だけれども、ただ写真を並べたものを配布するだけとか、そんなのではない、もっと効果的なことをできる予算をせっかくもらっているので、それをぜひ支援していただきたいと思います。お願いします。

【塩川文化資源活用課長】

豊城委員の御指摘、おっしゃるとおりですし、実は財務省も全く同じことを言っています。他方、我々も今悩んでいるのは、活用をしてほしいというだけだと、まさに写真を配るだけとか、年1回の活用の公開デーをつくるだけとかになってしまうと思っています。そこのところにこそ伴走というものも大事だと思っていますので、改めて、その充実について、調査官も含めてしっかりやっていきたいなと思っております。

【根立会長】　　ほかに。奥委員。

【奥委員】　　奥でございます。

今のやり取りを受けての話ですけれども、1つは地域計画を有効に使っていただくということが、仕組みを、やはり担当レベルだと問題意識は持っているわけですけれども、それがなかなか全体的な話にならないということがかねてから課題だと思いますので、やはり活用、活用の話ちょっと、例えば修理した、特に装潢なんかすぐに公開するというのはなかなかできないとか、いろいろある。それはですから修理に対する補助とそこの活用が時間が空いてしまうので、そこまで一体となった補助事業にできないとか、いろいろあるわけですよね。そういうことがネックになって、担当レベルで、ああ、やりたいのになと言って、そのままになっているところは多いと思うんですけれども、でも、やはりそれは克服して、何とかしていただきたいということが非常にあります。公開と修理を本当に文化財に危害が及ばない範囲で、十分留意しつつ、適切な公開ができるようにしていただきたい。保護法上も、活用に対する補助というというか、寄託して加算されたり、勧告承認出

品という制度があったりしているんですけれども、ほぼ有効に働いていないということがありますので、今のある制度を有効にできるようにというのと、それと、やはり補助の仕組みなどを活用にまで含めた形でできるようにしていただきたいというのを要望したいと思います。現在、当局で考えておられることがあれば、それをお話しいただけると幸いです。

以上です。

【塩川文化資源活用課長】

修理するということは、まさに活用につなげるためです。ただ、活用の方法について、どうやっていいのか分からないのが、実態、結構多いところですので、先ほどの豊城委員への回答と同じようなことを繰り返す形になってしまいますが、そこをしっかりと、かつ文化財の類型を超えてやっていかないといけないと思っております。両委員はじめ、皆様方御承知のとおりでございますけど、文化財保護法の法律の目的は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資する……」でございまして、保存と活用、両方相まって保護だと思っておりますので、改めて、この法の趣旨にのっとって、今の時代に即した形の活用をしっかりやっていきたいと思っているところです。

【根立会長】　　どうもありがとうございます。

ただ、私の知っている限り、一部の民間の財団が修理したものに関しての公開に助成金を出しているんですね。名前はあえて出しませんけれども、そういうのも活用するというのも手だと思います。

ほかに。

山梨委員、たくさんの美術館等で資料があって、それの修理をやらなければいけないというところがあるんですけど、その辺りのことで何か御意見がございますでしょうか。

【山梨委員】　　はい、ありがとうございます。山梨でございますけれども、今こちらの~~ほうで、~~資料で、既に、美術館・博物館あるいは地方、地域での文化財保存活用大綱の計画の中で把握できてくる文化財についての修理・修復ということも対象としてお考えいただいているということなので、冒頭申し上げましたところを既にお考えいただいているということで、よかったなと思っているところです。先ほど山本委員におっしゃっていただきましたように、需要の拡大、創出と絡めましても、資金があって、そこで修理が回っていって、それで用具・原材料も使用されるという好循環ができていくのが非常に重要だと思います。修理・修復を待っている作品は、実際のところ、たくさんございます。そして、

それらが活用されることによって、地域の方々のシビックプライドなどもも涵養されていくと期待されているところですので、ぜひ、そういったところでの政策は考えていただければと思います。既に文化財サポーターズについてもお取り組みということで、実のところ、今、少子高齢化の中で、眠っている資金としては、遺贈いただけるようなものということがあるようですので、そういった資金というものも、文化財の保存、修理、次世代への継承ということでは、なじみのいい部分もあるのかなと思いますから、それらも何かしら活用できるような仕組みができるようであったら、ありがたいかなと思っております。そのためにも、やはり匠プロジェクトも含めまして、今お取り組みのプロジェクトのプロモーション、今なさっていることの価値づけをさらに広めていただくことによって、文化財の価値、文化財継承の価値というものが多くの方々に理解いただけて、それらが資金面も含めての好循環につながるかもしれないと思われるので、そこの部分というのを御一緒に、弊会も何とか頑張っていきたいと思っております。

【塩川文化資源活用課長】　ありがとうございます。国の役割としては、一義的には国宝・重要文化財・国指定の文化財というものがあるわけですが、地域にとっては、指定以外の文化財も非常に大事です。そういう発想に立って、点から面ということでつくられたのが文化財保護改正の文化財保存活用地域計画ですが、そういった動きの中で、本当に様々なところにきちんと価値を御理解いただいて、お金を確保していくということも大事と思っております。少し話が脱線して恐縮ですが、先ほど来申し上げていますハンドブックの中では、国指定文化財以外でファンディングしたものの事例も掲載しております。複層的な形で、地方公共団体も含めて、今以上に大きい資金調達につなげていくことが大事かなと。なかなか一発の処方箋というのはないと思っておりますので、とにかく打つ手をできる限りやっていきたいなと思っているところです。

以上でございます。

【根立会長】　よろしゅうございますか。

お待たせしました、岩井委員。

【岩井委員】　ありがとうございます。簡単な感想ですが、無形は有形とも重なる部分が多くて、それがために見えにくくなってしまうという部分があるので、無形についてもう少し議論できるとうれしいなと思っております。

それから、皆様おっしゃっているとおり、やはり多様な資金調達の促進というのは非常に重要なことだと思います。先ほど山梨委員もお金がないとおっしゃっておられましたけ

れども、修理するものがあっても、お金がないからできないというケースがあると思います。文化財サポーターズも進めていらっしゃるということですので、これがより普及するといいですね。クラファンは、最近よくいろいろなところで導入されておりますけれども、やはりこれは一時的なものなので、そこから寄附につなげられるような仕組みというのもつくれるといいのではないかなとは個人的には思っております。そして、このお金の関係のところでは、必ず金融の専門家というのはいたほうがいいというのは思っていますので、また、御検討いただければと思います。

以上です。

【根立会長】　どうぞ、事務局。

【塩川文化資源活用課長】　おっしゃるとおりだと思っています。やはり、ヒト・モノ・カネ、そういう発想で匠プロジェクトの第1期もつくっておりますけど、どれも必要でございますし、特に、クラファンが一発のワンオフですので、さらにそれを常駐的なアクションのあるファンにつなげていくのが大事だと思っております。そういった事例の紹介も含めてどうやって横展開していくかということについても、少し匠プロジェクト2期の出口として出せればいいなと思っております。ありがとうございます。

【根立会長】　よろしゅうございますか。

【岩井委員】　はい、ありがとうございます。

【根立会長】　ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

【北山委員】　よろしいですか、北山です。

【根立会長】　はい、どうぞ。

【北山委員】　文化財を守っていくための裾野を広げていくということで、先ほど「伴走者」という言葉も出たかと思うんですが、始まったばかりの文化財サポーターズというものの仕組みが、どこまでどういったことをしていくのかというのが、寄附を募っていくということ以外はまだちょっとよく分かってはいないところですけれども、例えば、助成金を取ると言っても、なかなか助成金の応募申請書を書くことにも結構労力が要ったり、技術が要ったりというところで、なかなか、それができる人や組織というもの自体も限られているのかなと思うと、いろいろな側面でサポートしてもらえるような、身近な文化財サポーターみたいな人の存在ってすごく重要ではないかなと思っていて、例えば建築の分野ですと、20年かけて、全都道府県にようやく普及してきたヘリテージマネジャーという、地域の歴史的建物を守っていくための仕組みというのが、偶然に兵庫から阪神・淡路大震

災の後に始まったものが一つの仕組みとして全国に普及していった。それは建築という一つの分かりやすいものだから、そういう体制をつくることができたというのも当然ある、そういう側面もあるかと思うんですけれども、こういう講習を受けて、地域のものを守っていきませんかというようなことが、もう少し幅広い文化財というものを対象にして出ていく、それを本当に一般の、例えば仕事をリタイアした方が教養を深めるプラスアルファ何かお手伝いができるというような取組としてできるとすごくいいのではないかなということを先ほどの議論を聞きながら思っていて、例えばそういう取組がもしかしたら文化財保存活用地域計画なんかに期待されているのかもしれないんですけれども、一方で、地域計画ってつくるのが市町村単位になるので、実際には、それをつくれる市町村というのも全国の中では非常に限られてくるという状況もあるので、幅広く普及していくためには、やはり県単位ぐらいで、各県の文化財を把握していくようなサポーターを育成していく、そんなような取組が例えば文化財サポーターズという仕組みの中でできていくといいのかなということをちらっと思いました。

あと、この事業を、匠プロジェクトなのか、文化財サポーターズなのか分からないですけど、広く普及していくという部分でも、建築って目に見えて分かりやすいものなので、最近だと結構、全国各地で、建築祭とか、モダン建築祭とか、そういったようなことも行われるようになっていて、建築に関心のなかった人たちがちょっと楽しむみたいな土壌が生まれてきているので、そういったようなものがほかの文化財分野にも応用可能な部分ってすごくたくさんあるのではないかなと思った次第です。

あともう一つが、裾野を広げるというところで「日本の技フェア」を開催しているという話があったかと思いますけれども、当然、日本の一堂に会するというところは非常にすばらしいイベントなんだろうなと思うんですけれども、一方で、1年に1回という回数であったり、その場所で行う、かつ、日本の技に興味のある人が来るという、ちょっと門戸が狭くなってしまうことを考えると、もう少し、例えば建材フェアみたいな、既存の民間が――民間なのか分からないですけれども、やっているような、いろいろなものが出展しているようなものの中で、文化財に使われるような技術であったり、それを使った商品というものが、より幅広い人の目に触れるような展示会であったり、そういったようなところにもちょっと手を伸ばしてみたり、ブースを構えてみると、当然、どれぐらいの需要と供給ができるのかというところはあれですけれども、目に触れる機会を増やしていくというような取組もしていただけるといいなとは思いました。

以上です。

【塩川文化資源活用課長】　　ありがとうございます。現段階で、正直申し上げて私見になりますが、文化財の活用で非常に積極的な取組をしているところは、今、本当にやりたい人がいて、きちんとそこに情報もお金も回ってという、まだ限定的な事例だと思っています。それをどうやって横展開していくか、まさにそこが一番大きな鍵だと思っておりますので、先生から御意見いただいた今のお話も踏まえて、何ができるのか検討して、また御議論いただければと思っております。

【北山委員】　　ありがとうございます。

【根立会長】　　よろしゅうございますか。

ほかに、まだ若干時間もあるようですので。奥委員。

【奥委員】　　奥です。

言葉の使い方というか、問題、「予防保全」という言葉が、内容は本当にそのとおりだと思うんですけれども、昔、神庭信幸さんという方がプリベンティブコンサベーションというのを提唱なさっていましたけれども、壊れる前に修理しろみたいに誤解されないか不安なので、それだけ、きちんとしたアナウンスをして、間違えたことをやられないようにしてください。一言申し上げた次第です。

【塩川文化資源活用課長】　　その点いも配慮いたします。ありがとうございます。

【根立会長】　　山梨委員、どうぞ。

【山梨委員】　　恐れ入ります。山梨でございますけれども、今の文化財サポーターズのことでありますとか、こういった資金を活用するときの博物館・美術館の現場の問題といたしまして、先ほど北山委員からもありましたけれども、実は申請事務というのがあまり負荷が高いと、せっかくあるものを現場が使いづらいということがございます。文化庁がお持ちの制度の中でも、申請が上がってこないから現場は必要ではないのではないかと財務省に言われてしまうような資金などもあるようにも思っております。そこの部分をぜひ使いやすいものにしていただけたらということがございます。

クラウドファンディングにいたしましても、これは上振れするということもございます。国立科学博物館の9億というのがそうでしたけれども、具体の例を出して大変恐縮でございますが、そうしますと、先ほど山本委員もおっしゃいましたように返礼の問題でありますとか、非常に現場に思いもしなかった負荷がかかるということも覚悟してしなければならない制度になっております。それでうまくいく場合もあるんですけれども、別な選択肢が

ありましたら本当にありがたいと思いますので、文化財サポーターズのような制度がそういうものになっていただければ現場も助かるなと思うのです。その場合の申請ですとか、あるいはその報告ですとかの義務の部分、事務負荷が非常に大きいようですと、改正法で、実は博物館現場は業務が増えていますが、人も予算も増えないという部分がございまして、そこを別なところからサポートいただけるということができればいいのかもしれませんけれども、現場はそういう難しい部分もございますので、せっかくあるものが現場の格差みたいなものになっていくのはあまり好ましくないと思いますものですから、活用しやすい形での資金をお考えいただけたら大変ありがたいと思います。

以上です。

【塩川文化資源活用課長】　ありがとうございます。申請書などの様式の分かりやすさを絶えず我々行政も考えないといけないと思いますし、あわせて、申請側の能力の格差がないように広く支援させていただくというのも重要なテーマだと思っております。両面できること、また、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【根立会長】　そろそろ定刻ですけれども、ほかに御意見、御質問等ございますか。

なければ、どうもありがとうございました。

それでは時間も参りましたので、最後に、事務局から事務連絡がございましたらお願いいたします。

【髙橋文化資源活用課課長補佐】

次回日程につきましては、3月19日の木曜日10時から、対面・オンラインのハイブリッドで開催を予定しております。

4回目以降につきましては、また、御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【根立会長】　ありがとうございました。

追加で御意見がございましたら、事務局まで御連絡ください。

次回、第3回の会議は3月19日木曜日10時からということで、皆様お忙しいと思いますが、よろしく御参加をお願いいたします。

これにて、第2回企画調査会を終わります。ありがとうございました。

―― 了 ――